

## 宮古市介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ & A

【平成29年4月現在】

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答
1	第1号通所事業	運営	要介護者へ行う通所介護の職員配置と定員数の範囲内で、同提供時間内に国基準通所型サービスと基準緩和型通所型サービスを併せて行うことは可能か。	国基準通所型サービスにおける人員・設備等の基準を満たす場合、同時提供は可能となります。
2	第1号通所事業	報酬	要支援1で月8～9回利用している方がいるが、国基準通所型サービスを行う場合は月4回までの利用制限となるか。また、基準緩和型通所サービスであれば月8回までの利用が可能となるか。	国基準通所型サービスの場合、要支援1の方は月4回までの利用となります。基準緩和型通所サービスは月4回までとなり、国基準通所型サービスと基準緩和型サービスの併用は可能です。
3	第1号通所事業	報酬	要支援1の方が週1回利用となる場合、5週ある月は1週休んでもらうことになるか。また、その理由で月4回の利用となった場合、生活機能向上グループ加算は1週につき1回以上行うこととされているが、算定不可となるか。	要支援1の方は、月4回までの利用であり、計画どおりの利用である場合、生活機能向上グループ加算の算定は可能となります。
4	第1号通所事業	報酬	処遇改善加算について、平成29年4月から新たな加算率となる旨公表されているが、宮古市単位数も同様に変更となるか。	介護報酬と堂同等に変更いたします。
5	第1号通所事業	報酬	高齢者の重度化の予防で成果をあげている市町村を財政面で優遇するインセンティブの仕組みを2018年4月から導入する方針が決まっているが、その流れの中で県も算定可能としている事業所評価加算を導入しない理由は何か。	宮古市においては、短期集中通所型サービス、事業者が利用者のニーズに即した基準緩和型サービスの提供を進めることとしており、その新たなサービスの中で、対応する予定としています。
6	第1号通所事業	報酬	通所介護において、事業所評価加算の対象事業所は、特定事業所集中減算の対象とならない正当な理由として認められている。事業所評価加算がなくなることで集中減算とならないように、同等の体制にあるものとして評価される仕組みは検討しているか。	第1号事業においては、特定事業所集中減算は設定されていません。
7	第1号通所事業	報酬	生活機能向上グループ活動加算は生活機能向上を目的としているが、重複算定できないという観点から、より専門的で個別に行う運動機能向上加算等も同様と考える。個別ではなくグループ活動のみ加算を設定する理由は何か。	介護予防の推進は、機能回復訓練だけではなく、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができるようバランスの取れたアプローチが必要であることから、国基準型通所サービスにあっては、他者との関わりを持ちながら生活機能の向上を目指すこととしている。個別の運動機能向上は、短期集中通所型サービスや基準緩和型通所サービスでの提供を想定しています。
8	第1号通所事業	報酬	第1号通所型サービス・通所介護及び第1号訪問型サービス・訪問介護の生活保護法の介護機関の指定の取扱いはどうなるのか。基準緩和型通所サービスは、生活保護法の介護機関の取扱いはどうなるのか。	生活保護法の改正により、第1号事業者の指定と併せて生活保護法による介護機関の指定を受けることとなります。
9	第1号通所事業		同一事業所が通所介護（地域密着型含む）と介護予防通所介護の指定を受けていて、基準緩和型サービスの指定を受ける（追加する）場合の定員の考え方はどうなるのか。	通所介護又は国基準型サービスについては、基準緩和型通所介護サービスの利用者も定員に含み、現行の介護保険事業所の基準を満たす必要があります。
10	第1号通所事業	運営	基準緩和型サービスは、他のサービス同様に利用者との契約に基づきサービスを提供するという考え方でよいか。	お見込のとおり。
11	第1号通所事業	報酬	基準緩和型サービス（市独自）の介護給付費請求の仕方についてはどのようになるのか。	介護予防給付費の請求と同様に国保連を通じての請求となります。
12	第1号通所事業	その他	介護予防型短期入所（自立短期）はどのような取扱いになるのか。併せて、介護予防型短期入所（自立短期）はどのような取扱いになるのか。併せて、介護予防型短期入所（自立短期）はどのような取扱いになるのか。	現行の事業は、廃止となり、現行の利用者は、基本チェックリストにより事業対象者となった場合、総合事業のサービスを利用することになります。
13	第1号通所事業	その他	社会福祉法人等利用者負担金軽減事業について、第1号通所型サービス・通所介護及び第1号訪問型サービス・訪問介護の取扱いはどうなるのでしょうか。また、基準緩和型通所サービスについてもどうなるのでしょうか。	社会福祉法人等利用者負担金軽減事業については、基準緩和型通所型サービスは対象外となります。制度変更等により、対象となる場合、おって連絡いたします。
14	介護予防ケアマネジメント	その他	要支援認定の有効期間が4月30日までの方がいる。 ①状態が安定していて、デイ・ヘルプのみの利用であれば、更新申請はしなくて良いのか。 ②その場合、引き続きケアマネジメントは新和会で担当するのか。	①更新申請しなくて良い。今後のリハビリや福祉用具利用の必要性・可能性等を考慮した上で、判断すると良い。 ②引き続き親和会で担当してほしい。4月1日付で契約書の取り直しを行っており、予防とほぼ同様の流れで委託することとなる。

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答
15	介護予防ケアマネジメント	その他	更新し、要支援認定の有効期間が4月1日からの方がいる。 ①プランは、4月1日から新しい様式を使用するのか。 ②来年の更新時期に、更新するか、基本チェックリストしないか判断することか。	①新しい様式を使用していただければ良い。ただし、移行期であり、今から作成するのであれば、予防プランでの作成も認めたい。 ②そのとおりである。
16	介護予防ケアマネジメント	その他	要支援認定の有効期間が5月31日までの方がいる。デイサービスのみ利用。基本チェックリスト実施し運動・栄養に該当した。本日更新の調査を行ったので、そのまま更新します。	基本チェックリストに該当しているので、事業対象者としてデイサービスの利用が可能。今後のリハビリや福祉用具利用の必要性・可能性等を考慮した上で、更新するかどうかを判断してほしい。
17	全般	報酬	サービスコード表は、どのような形で使用するのか。	市で作成したサービスコード表は、独自サービスに関するものであり、平成27年4月以降に指定を受けた事業所のサービスを利用する際に使用するものとなります。
18	介護予防ケアマネジメント	その他	基本チェックリストの判定基準を教えてください。	窓口対応マニュアル「表2」のとおり。
19	介護予防ケアマネジメント	その他	「事業対象者」というのは、今まで通所介護、訪問介護のみを使っていた、要支援1又は要支援2、及び今後対象になるであろうチェックリスト該当者になるか。	事業対象者は、要支援認定を受けずに基本チェックリストにより、訪問型サービスや通所型サービスを使う方となります。
20	第1号通所事業	報酬	「事業対象者」が通所介護を使う場合、1～8回で調整してくださいと回答していたが、チェックリスト対象者のみではないか？あくまで要支援1、要支援2の方は今まで通りの4回、8回の基準でつかうのではないか？	要支援1は、4回まで、要支援2は8回まで通所型サービスを利用することができます。事業対象者は、1回～8回までサービスを利用することができます。
21	第1号通所事業	報酬	「事業対象者」が使う通所介護、訪問介護は、複数事業所使用することができるか。また、訪問型サービスと通所型サービスの併用はできるか。	同一のサービスについては、複数事業所の利用はできません。訪問型サービスと通所型サービスの併用については、従来の介護予防サービスと同様になります。
22	介護予防ケアマネジメント	その他	要支援認定期間が切れて更新した場合、更新時に基本チェックリストを保存しておく必要があるか。	基本チェックリストは事業対象者の判定に使用するものなので要支援認定を受けるのであれば基本チェックリストは不要。
23	第1号通所事業	報酬	要支援1でも6回まで通所を週3回利用していた者がこれまでこの週3回を利用するためには、区分変更で非該当となり、その後事業対象者となれば利用できますか。	要支援1では月4回まで、要支援2は月8回まで。事業対象者は月1～8回利用可能。事業対象者の場合回数によって単位数が変更になる。
24	介護予防ケアマネジメント	その他	現在要支援認定を受けているものが、4月末で期間が終了で、更新せずに事業対象者になる場合、基本チェックリストをとるタイミングはいつか。	マニュアルP10のとおり、30日前を目途に基本チェックリストを実施。
25	介護予防ケアマネジメント	その他	3/23ケアマネジメント部会の資料にて、認定結果が有効期間を過ぎて出た場合に要介護だったとき、全額自己負担となるというのはどういう意味か。例えば要支援2の人が3月末で認定が切れ、更新結果が4月5日に要支援2で出た場合も、4月1～4日は事業対象者となるのか。	基準緩和型サービスなどの総合事業対象者しか使えないサービスを使っていたときに、認定結果が要介護だった場合、介護給付にはないサービスなので保険給付できないことになる。また、要介護の暫定で通所を週3回など計画していた場合に、要支援2だったときには通所は月8回までの利用しかできないので暫定の場合は留意してほしい。要支援認定を更新する場合は認定結果が遅れて出た場合でも事業対象者ではなく遡って要支援認定者となることことができる。
26	介護予防ケアマネジメント	その他	現在要支援2でヘルプ週1回利用中。本日救急搬送されたが区分変更をする可能性がある。区変した場合、認定結果が出るまでは事業対象者となり介護のサービスは利用できないのか。	区分変更し要介護と認定された場合は申請日にさかのぼって予防給付のサービス利用が可能。ただし要支援か要介護かでサービス限度が変わるので留意してほしい。
27	第1号通所事業	報酬	要支援1・2の方のデイサービスの単価について、回答待ちとなっていたが、教えてください。	要支援認定者については、介護度によって単価が決定する。回数は関係ないのでご留意いただきたい。なお、事業対象者の場合は、4回までの利用月は378単位の単価、5～8回までの月は389単位の単価となる。
28	介護予防ケアマネジメント	その他	介護予防ケアマネジメントプランの提出について、サービス担当者会議終了後に提出することで良いか。	本来は、担当者会議前にプラン原案を提出してもらい、要支援コメントの確認を経て、担当者会議を開催する流れが正しい。しかし、実際はコメントを入れて返送するまでに時間がかかっており、担当者会議までに返送ができていないことから、担当者会議後でも可としたい。今後は迅速にプランを返送できるようにしたい。